

日税FPメルマガ通信



2025年10月20日発行

編集:税理士 FP 実務研究会事務局

(株)日税ビジネスサービス

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第443号

◆「iDeCo」を活用して上手に貯蓄＆節税する

1. iDeCo とは？

iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の愛称です。この制度は、加入者が掛金を自ら運用し、原則 60 歳以降に受け取ることができます。iDeCo で運用した場合、運用益が非課税となるだけではなく、掛金額が所得控除の対象となりますので、税制面でのメリットが非常に大きいです。近年は加入者数が増加傾向にあり、2025 年 8 月末時点での総加入者数は約 373 万人にのぼります。企業年金の有無や働き方を問わず、自助努力による老後資金形成の手段として定着化しつつあります。

<制度の概要>

① 加入できる人

基本的に 20 歳以上～60 歳未満のすべての人が加入可能ですが、加入区分によって上限年齢が一部異なります。

② 掛金の上限

加入区分によって毎月拠出できる上限が異なります。加入可能年齢を過ぎると新規拠出はできませんが、運用は 75 歳まで可能です(受け取り開始は 60 歳～75 歳の間で選択)。

区分	加入可能年齢	月額上限
第 1 号被保険者 (自営業者など)	20歳以上～60歳未満 (国民年金の任意加入被保険者であれば65歳まで可)	6.8万円 (国民年金基金等との合算枠)
第 2 号被保険者 (会社員・公務員)	(企業年金なし) 20歳以上～65歳未満	2.3万円
	(企業年金あり) 20歳以上～65歳未満	2.0万円
第 3 号被保険者 (専業主婦など)	20歳以上～60歳未満	2.3万円

③ 税制面での優遇

- ・掛金が全額所得控除
→年末調整や確定申告で所得税・住民税が軽減
- ・運用益が非課税
→運用益に対する 20.315%の税金が非課税
- ・受取時も控除あり
→年金として受け取れば「公的年金等控除」、一時金で受け取れば「退職所得控除」

④ 資金の引き出し

- ・原則 60 歳まで引き出し不可(途中で使うことが出来ない)
- ・積立を停止することは可能(口座管理手数料はかかる)

2. iDeCo と NISA の違い

同じように税制優遇がある投資制度として NISA(ニーサ:少額投資非課税制度)がありますが、目的や仕組み、使いやすさが異なりますので比較しておきたいと思います。

① 制度の目的

- ・iDeCo: 老後資金の自助努力を促進する(私的年金)
- ・NISA: 投資を促進し、個人の資産形成を支援する

② 資金の引き出し

- ・iDeCo: 原則 60 歳まで引き出し不可
- ・NISA: いつでも売却・引き出し OK

③ 税制メリット

項目	iDeCo	NISA
投資益(売却益・分配益)	非課税	非課税
掛金(投資額)	所得控除あり(節税効果大)	控除なし
受取時	年金or一時金で受取時に課税(控除あり)	課税なし

④ 投資枠・拠出額

- ・iDeCo: 毎月 5,000 円から 1,000 円単位で設定でき、上限は加入区分による(上述の通り)
掛金は 1 年に 1 回に限り変更が可能
- ・NISA: 年間最大 360 万円(つみたて投資枠 120 万円+成長投資枠 240 万円)
生涯投資枠は 1,800 万円

⑤ 運用商品

- ・iDeCo: 金融庁が認めた投資信託、定期預金、保険商品など(選択肢がやや限定的)
- ・NISA: 株式、投資信託、ETF、REIT など(比較的自由度が高い)

⑥ 向いている人

- ・iDeCo: 老後に向けて資金を作りたい人 & 今の所得税・住民税を減らしたい人
- ・NISA: 資産形成しつつ、必要な時に使える資金を作りたい人

どちらも併用可能なので、「まず NISA で流動性のある資産形成→余裕があれば iDeCo で老後資金の準備」という使い方が一般的です。

3. iDeCo の改正(2027 年内施行予定)

2025 年度税制改正大綱が公表され、拠出限度額の引き上げと加入年齢の上限変更を行うことが盛り込まれました。

① 拠出限度額(月額)

- ・第1号被保険者(自営業者など)は 6.8 万円から 7.5 万円(国民年金基金等との合算枠)
 - ・企業年金のない第2号被保険者(会社員)は 2.3 万円から 6.2 万円
 - ・企業年金のある第2号被保険者(会社員・公務員)は 2.0 万円から 6.2 万円(※)
- ※企業型 DC 等との合算

② 加入可能年齢

- ・iDeCo に掛金を拠出できる期間は、これまで 20 歳～65 歳まででした。しかし、改正によって一定の条件に当てはまる場合、70 歳未満まで掛金の拠出が可能になります。

株式会社日税経営情報センター

2018 年創業。全国の中小企業や経営者に対して、顧問税理士と共に経営に関する専門的なコンサルティング及び、M&A をはじめとした資産・事業承継を検討から実行までのサービスを提供している。

■■■■ 著作権 など ■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依頼することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

日税経営情報センター コラム(信託): <https://www.nbs-nk.com/column/index.php?category=trust>